

## 1. 業務名

魚類を用いた生態毒性に係る研究業務

## 2. 所属

(ユニット名) 環境リスク・健康研究センター

(室名) 生態毒性研究室

## 3. 募集人数

1名

## 4. 業務の内容

国立環境研究所環境リスク・健康研究センター生態毒性研究室では、新たな生態影響手法確立のための新規試験法の開発を実施している。中でも、魚類の慢性試験法の検討は重要な課題となっている。本業務では以下の(i), (ii)の課題のいずれかまたは両方の研究に取り組む。

(i) 魚類を用いた内分泌かく乱化学物質の確認のための長期試験の開発および試験実施をおこなう。

(ii) 魚類を用いた各種化学物質の初期発達段階試験や複合化学物質ならびに排水・環境水(海水を含む)等の短期慢性毒性試験を用いた調査・研究を実施する。

## 5. 必要とされる専門分野及び資格

(1) 採用時に博士号を有するもしくは博士課程在学中で取得の見込みがあること。

(2) 水産学、陸水学、生物学、環境工学またはその関連分野を専門とすること。

(3) 小型魚など水生生物を用いた実験の経験を有すること。

(4) 協調性をもって意欲的に研究を行えること。

(5) 日本語のコミュニケーションが十分にとれること。

なお、「11. 採用予定時期」に記載した日以前6ヶ月以内に当研究所に特別研究員、准特別研究員、又はリサーチアシスタントとして雇用されている実績がある場合(大学院在籍中にリサーチアシスタントとして雇用されていたものを除く)は、応募をご遠慮ください。ただし、これらの研究系契約職員として4年度以下の最長更新限度で雇用され、最長更新限度の満了により退職した場合(又は、採用日までに最長更新限度の満了により退職予定の場合)は、応募可能です。

## 6. 選考方法

書類審査の後、面接を行い決定する。面接を行う者には別途連絡をする。

## 7. 提出書類

- (1) 履歴書(写真添付、[所定の様式](#)を使用) 1部
- (2) これまでの職務・研究等の概要(A4で1～2枚程度) 1部
- (3) 研究に対する抱負(A4で1～2枚程度) 1部
- (4) 研究業績目録(原著論文、著書、総説、解説、口頭発表別に記載したもの) 1部
- (5) 主要研究論文の別刷りまたはコピー 各1部

(応募書類の返却不可(選考後不要採用となった場合は責任を持って処分します。ただし、不採用の場合に応募書類の返却を希望する場合は、応募時に返信用封筒を同封して下さい。)

なお、履歴書の職歴欄には、雇用先、雇用期間等を正確に記載して下さい。

また、国立環境研究所との間に雇用契約以外の契約・委嘱等の関係(共同研究、研究協力、労働者派遣、請負常駐等)がある場合は、その旨も記載して下さい。

## 8. 応募方法

郵送による。

(封筒に朱書きで「魚類を用いた生態毒性に係る研究業務応募書類」と記載すること)

## 9. 応募締切

随時受付、ただし適任者が見つかれば次第締め切ります。

## 10. 待遇等

(職種) 特別研究員もしくは准特別研究員

(雇用形態) フルタイム

(1日の勤務時間) 7時間45分

(時間外及び休日勤務の有無) 有

(給与) 「国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程」に基づき支給する。

基本給(日給)： 特別研究員 14,890円より

准特別研究員 13,040円より (規程に基づき決定)

(その他就業関係) 「国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則」及びその他関連規程によりご確認ください。

(参考) 国立環境研究所基本規程 <http://www.nies.go.jp/kihon/kitei/index.html>

## 11. 採用予定時期

採用決定後のなるべく早い時期。

## 12. 雇用期間

採用日より平成 30 年 3 月 31 日まで。

なお、研究所の事業計画、勤務実績等の状況により平成 34 年 3 月 31 日(最長更新限度)までの間に限り、年度単位での更新があり得ます。ただし、採用日より前 6 ヶ月以内に国立環境研究所の契約職員として雇用されている実績がある場合の最長更新限度は、以下のとおりとなります。

<採用日より前 6 ヶ月以内に、特別研究員、准特別研究員、リサーチアシスタント(大学院在籍中にリサーチアシスタントとして雇用されていたものを除く)として雇用されている実績がある場合>

最長更新限度は、特別研究員、准特別研究員、リサーチアシスタントとして雇用されていた期間(大学院在籍中にリサーチアシスタントとして雇用されていた期間を除く)と通算して 5 年度の範囲内で、かつ労働契約法第 18 条の通算契約期間が 5 年の範囲内の年度末まで。

<採用日より前 6 ヶ月以内に、上記以外の契約職員として雇用されている実績がある場合>

最長更新限度は、労働契約法第 18 条の通算契約期間が 5 年の範囲内の年度末まで。

※労働契約法第 18 条の通算契約期間については、以下を参照して下さい。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html)

## 13. 問い合わせ及び書類提出先

国立研究開発法人国立環境研究所

(住所) 〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2

(ユニット名) 環境リスク・健康研究センター

(室名) 生態毒性研究室

(氏名) 山本 裕史

(TEL) 029-850-2754

(E-mail) yamamoto.hiroshi (半角で@nies.go.jp をつけてください)

## 14. 公募番号

H29-研-042